

平成 28 年 10 月 12 日

偽のビジネスメールにより外国送金の資金を騙し取る詐欺にご注意ください

法人のお客様が、海外のお取引先や親会社・関連会社と送金取引の連絡を電子メールで行う際、偽の電子メールにより騙され、送金資金を詐取される被害が発生しています。以下の対策事例等をご参考にしていただき、十分ご注意くださいようお願いいたします。

実際に発生している事案

- 海外のお取引先になりすまして送信された電子メールによる送金指示や、電子メールに添付された請求書にしたがって外国送金を行った結果、送金した資金が詐取された。
- 海外の関連会社CEO等になりすまして送信された電子メールによる送金指示にしたがって外国送金を行った結果、送金資金が詐取された。
- 海外のお取引先に送信した電子メールまたは請求書が改ざんされ、本来入金されるべき口座とは異なる口座に送金された結果、送金資金が詐取された。
- 海外のお取引先が、送金指示の内容が改ざんされた電子メールを受信し、送金指示にしたがって本邦向けに外国送金を行った結果、送金した資金が詐取された。

対策事例

- 海外のお取引先から送金情報（口座番号、口座名義、送金銀行等）を変更する旨の電子メールを受信した場合や通常と異なるメールアドレスから送金依頼を受信した場合は、念のため電子メール以外の手段（電話やファックス等）で事実確認を行う。
- 送金取引やその連絡に利用しているパソコンのセキュリティ対策を行う。また、海外のお客様と送金依頼等の電子メールを送受信する際には、暗号化した添付ファイルを用いたり、電子署名を付す等、より安全性の高い方法で行う。（※添付ファイルの暗号化や電子署名付電子メールの送受信方法については、社内のシステム担当部署等にご確認願います。）

<ご参考>全銀協ウェブサイト～ <http://www.zenginkyo.or.jp/topic/detail/nid/3561/>